

# 經濟論叢

第九十四卷 第三號

---

- 明治三十二年商法と評価損益論争(1)……………高 寺 貞 男 1
- 日清戦争賠償金の領収と幣制改革……………小 野 一 一 郎 22
- 資本蓄積と雇用……………永 友 育 雄 39

## 書 評

- マクファーソン『所有的個人主義の  
政治論——ホブズからロックへ』……………平 井 俊 彦 67
- 

昭和三十九年九月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 明治三十二年商法と評価損益論争 (1)

高 寺 貞 男

## 一 論 争 前 史

「我商法ニハ所謂新旧二商法アリ〔明治三年四月二七日法律第三十二号をもって公布された〕旧商法ハ独逸人「ロエスレル」氏ノ起草ニ係リタルモノニシテ<sup>1)</sup>。その際、一八六一年の「普通独国商法……ハ……我商法中保険、手形、破産ニ関スル部分ヲ除キ悉ク他ノ部分ヲ規定セリ」<sup>2)</sup>。もちろん、財産評価規定も右の一般「独逸商法ヨリ抄出スル処ニシテ」<sup>3)</sup>。「日本商法……第三十二条には〔一般ドイツ商法第三十一条と〕實質的に同じ規定が含まれてい<sup>4)</sup>」た。すなわち、旧商法第三十二条第二項には、つぎのように、一般ドイツ商法第三十一条の無形容の「価値 (Worth) の代りに当時の相場又は市場価値 (jeweilige Kurs oder Marktpreis) と規定されてい<sup>5)</sup>」た。

### (旧商法第三十二条第二項)

財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及ヒ其他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価値直ヲ附ス辨償ヲ得ルコトノ確ナラサル債権ニ付テハ其推定シ得ヘキ損失額ヲ扣除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ帰ス可キ債権ハ全ク之ヲ記載セス

明治二十六年三月法律第九号ヲ以テ同年七月一日ヨリ其一部〔その中には「第一編第四章商業帳簿」を含む〕……ノミヲ実施シタ<sup>6)</sup>、「旧商法ニ対シテ……新商法ト謂フヲ常トス」明治三十二年三月一日法律第四十八号をもつて公布され、同年六月一六日より施行された「修正商法」<sup>7)</sup>は、旧商法の財産評價規定に若干の字句の修正をほどこして、それをそのまま引継いだ。すなわち、新商法は、第二十六条第二項において、つぎのように、「財産目録ニハ其目録調製ノ当時ニ於ケル価格ヲ附シ〔財産目録の摘要を掲載する〕貸借対照表ニハ〔各個の財産の〕価格ヲ附スルコトヲ要セサルモノト為シタリ其他……〔旧〕商法第三十二條第二項後段ノ規定ノ如キハ当事者ノ推測ヲ以テ事実ヲ左右スルノ弊ニ陥イリ易ク之ニ依リテ帳簿ノ整頓ハ得テ期スヘカラス故ニ之ヲ削除シタリ」

(新商法第二十六条第二項)

財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス

さて、以上のべたように、わが商法はドイツ商法の評價規定をとりいれて、「総テノ動産、不動産、債権等皆ナ財産目録調製ノ当時ノ価格ニ依リ之ヲ評価」<sup>8)</sup>することを要求したが、かかる法の要求は当時の会計実務を無視したものであった。なぜなら、「明治初年以來、すでに会計の實務慣行として整備されてきた英米系統の経理体系においては、時価を附した財産目録・貸借対照表は存在しなかつた」<sup>9)</sup>からである。一部には、「毎季ノ総勘定ニ於テハ当店所有ノ物品……即金銀各種公債証書地所等ハ時價格外下落シタル場合ノ外ハ元価ヲ以テ計算スルモノトス」<sup>10)</sup>(明治一三年四月一七日制定、翌五月一五日追補の「三菱為換店規則」第四十條)るものもあつたが、期末価格は一般に原価を基準としていた。また、固定資産の場合でさえ、原価のまま繰越し、翌期に利益処分<sup>11)</sup>の形で(したがって、償却前利益の範囲内で)、償却前利益または原価の一定割合以上を減価償却積立金として計上するものが多かつた。なかには、稀なケースとして、「所有物件

ノ常ニ価格ヲ減ズベキモノ即家屋什器等ハ一季其元価百分ノ五以上ヲ減価勘定トシテ当季ノ損失ニ組入勘定スベシ」  
〔三菱為換店規則〕第四十一條」とするものもあつたが、多くの企業はまだそこまでいっていなかった。かなり進んだ会計  
実務を採用している企業であっても、利益処分による減価償却をして、原価から直接控除するにすぎなかつた。要す  
るに、旧商法制定以前に全面的に時価評価をしていた企業は日本中どこを探してもなかつたのである。このような状  
態のところへ、それを無視して、時価評価規定をもつた商法がもちこまれたのであるから、そこに混乱が生ずるのは  
けだし当然の結果であつた。

それでは、ドイツよりあらたに導入された商法の時価評価規定がそれ以前にイギリスやアメリカからとりいれて、  
すでに定着化しつゝあつた会計実務と相いれないという事態に直面して、当時の代表的な「簿記学者」はどのような  
態度でこのような矛盾に対処し、またどのような対策でこれを解決しようとしたのであろうか。筆者の収集した資料  
によると、彼等がとつた態度は、新商法の公布を中心としてわずか数年の間をめまぐるしく變化しているので、まず  
順序として、旧商法施行期についてみると、簿記学者の中には、「毎次各財産ノ価格ノ最低ニ從ヒ其評価ヲ變更セサ  
ルヘカラス又使用ニ因リテ其価ヲ減スヘキ有体財産ニ在リテハ特ニ其評価ヲ減殺セサルヘカラス」という法の要請に  
したがひ、それまでの見解を改め、「資産の時価評価の原則を採用した簿記書」をあらわすものがでてきた。たとえ  
ば、「明治二十二年六月（商法制定前）に刊行され、ついで、「商法」の制定に伴つて「其抵觸スル処ハ之ヲ删除シ遺漏  
スルモノハ之ヲ増補」して改訂され、明治二十九年十月改正六版を重ねた」<sup>15)</sup>「勝村榮之助『商用簿記学原論』」である。<sup>\*</sup>

\* その中で、勝村は、時価評価の困難な固定資産の場合には、原価マイナス（定額法または生産高比例法により算出した）  
減価を時価と見做して、つぎのように説明していた。すなわち「新シキヲ良ントスル物ニ在テハ経時ニ依テ価ノ低落ヲ来スヲ常

トスト雖モ其計算ヲナスニ二様ノ方法アリ其一ハ結算ヲナス當時ノ相場即チ時価ヲ記入ス可ク他ノ一法ハ然ラハ例令ハ価金三百六十五円ニテ一器具ヲ購ヒタリトセンカ此器具ノ使用ニ堪フルノ年月ヲ十ヶ年ト予定スルトキハ一日ニ使用スル価ハ金拾銭ニ相當ス故ニ一ヶ年使用ノ後チ此器具ノ価ヲ見積ルトキハ購求價格金三百六十五円ノ内金三十六円五拾銭ヲ消費シ全ク残リノ価ハ金三百六十八円五十銭ノ時価ヲ存スルノ理ナリ……而シテ機械モ亦器具ト等シク二様ノ方法ヲ執ラサル可ラス一ハ結算ノ當時ニ於テ其市価ヲ以テ記入ス可ク一ハ其機械ニテ或ル物品ノ製作ニ堪フ可キ年月ト數量トヲ予定シ而シテ其使用ノ年月日ト既製品ノ數量トヲ以テ比例シ機械ノ原価ヨリ引去リ残高ヲ以テ結算當時ノ価トナスナリ<sup>17)</sup>

その場合原価マイナス減価を時価と見做しうる論拠はなんら示されていないが、勝村は右のような見做し評価をもっともはやくすすめた簿記学者であった。

このように、旧商法施行期における簿記学者の時価評価規定にたいする態度は全面的屈伏以外のなにもでもなかつたが、それ以前に移植され、定着化しつつあつた会計実務の方はかなり強い抵抗をもつていた。すなわち、従来からの会計実務を新しい法の要求に従属さすべく、強力な行政指導がおこなわれた銀行業<sup>\*</sup>ではともかくとして、一般産業部門<sup>\*\*</sup>では、商法の時価評価規定やそれに影響されて時価評価の原則をとりいれた簿記書の出現にもかかわらず、会計実務はいぜんとして原価基準を放棄せず、それを執拗に守り続けた。

\* 「事業年度の終りに当時の相場又は市場価値を附した財産目録及び貸借対照表を作るといふやり方は、伝来の米英系銀行簿記実務の慣行にはなかつた問題であつた。」<sup>16)</sup>しかるに、旧商法が制定されるや、いちはやく、その時価評価の要請に即して、明治三三年一〇月大蔵省が編成した(旧商法のあとを)おつて明治三三年八月二三日法律第七十二号として公布された「銀行条例」により普通銀行より大蔵省へ差出すべき)営業報告書雛形は、資産負債表に関する「備考」において、期末時価に評価修正する手続を解説して、

「資産負債表ヲ作ルニハ所有諸公債地金銀營業用地所建物ノ見積時価ヲ算出シ然ル後チ之ヲ各自ノ勘定ニ一旦売却セシモノ、

如ク記入シ之カ売却損益ヲ現ハシ其見積時価ヲ次期ニ繰越スヘシ又到底損失ニ帰スヘキ貸金等ハ損失金トナシ之カ計算ヲナシ然ル後此他各勘定ノ金額ヲ採集調製セルモノトス」<sup>19)</sup>

とのべるとともに、さらに公債証書時価評価損益が生じた場合と貸倒見込損が生じた場合の勘定記入について例解していた。

右のように時価評価損益の処理について解説をしていて営業報告書雛形は、(旧商法と同時に銀行条例を実施するため)明治二六年五月一日大藏省令第七号として定められた「銀行条例施行細則」の附属営業報告書雛形にとつかわられたが、そこにおいても、「総テノ動産、不動産及ヒ債権等ハ、財産目録調製ノ際ニ於ケル、市価ニ準シテ之ヲ評価ス可シ。蓋シ什器ノ如キハ、年々歳々類廢毀損スルニ從ヒ其價格ヲ減退ス可キハ勿論、又地所建物ノ如キハ、時々市価ニ變動アルヲ免レザルカ故ニ、常ニ其價格ノ増減ヲモ表示セサル可ラス。」という時価評価の原則にしたがい、「諸公債証書」明細書への記入に関して、つぎのような例解がほどこざれていた。すなわち「諸公債証書」「現所有高実価ノ桁ニハ決算当日ニ於ケル現在所有高ノ市価即チ見積代価ヲ掲載スヘシ例ヘハ現在所有高ノ元買代価ハ五千貳百円ナリシニ其市価五千五百五拾円ニ騰貴シタリトセハ現所有高ノ実価ノ桁ニ五千五百五拾円ト記入スルモノトス而シテ其市価ニ照シ利益ニ帰シタル高ハ參百五拾円ナリ○地金銀又ハ〔営業用〕地所建物〔及ヒ什器〕其他〔抵当質物流込物件等〕各勘定ニ於テ損益ヲ見ルヘキ場合ハ總テ此例ニ依ルヘシ」<sup>20)</sup>

＊ ＊ 旧商法制定前に設立された工業会社では、原価をもって期末価格とし、固定資産の場合には、別に減価償却積立金を利益処分形で積立てるものが多かったが、かかる会計実務は旧商法施行後においても変更されることなく続けて用いられた。たとえば、明治一四年五月に創設された小野田「セメント製造会社」の創立当時の定款たる「セメント製造会社規則」第五條第四節は「未造品は総て元価を以て勘定すべし」としていたが、明治「二十六年七月一日より〔商法の一部が〕施行されることになつたので、従來の会社規則を改め、新に……定め」られた定款第三十二條も、同様に、「既製造未製造財産共總て原価を以て決算を為……すべし」<sup>24)</sup>と規定していた。一方、明治二二年一月に設立された東京「石川島造船所」の原始定款第五十二條には「本所起業資本高百分ノ三 是レハ〔償却前〕純益金ノ多少ニ拘ハラズ毎年ノ決算ニ於テ必ラス之ヲ〔償却前純益金より〕引去リ、本所ノ家屋諸器械ノ原資償却トシテ之ヲ積立テ臨時消費スルヲ得ズ、但シ本項積立金ハ起業資本金額ニ充ツルヲ以テ其度ト

ス<sup>25)</sup>という規定が含まれていたが、それは、旧商法の一部施行にともなう明治二六年秋の改正後明治三〇年九月二十五日に再改正された定款第四十二条第一項に、償却前「利益金ノ貳拾分ノ壹以上 起業資本償却積立金 是ハ会社ノ起業資本タル家屋諸機械ノ原資償却ニ充ツルモノニシテ、毎年其原資金百分ノ參ニ下ラサル割合ヲ以テ之ヲ積立テ臨時消費スルヲ得ス、但本項積立金ハ資本金ノ十分ノ七ニ充ツルヲ以テ其度トス<sup>26)</sup>」として引継がれていた。なお、「原資償還積立金」に関する定款規定の右のような連続関係は、明治三〇年四月創立の「東京製綱会社」の明治二一年四月改正の定款第四十八条と明治二六年一〇月改正の定款第三十九条第一項の間においてもみることが出来る。<sup>27)</sup>

このように旧商法の時価評価規定はほとんど会計実務に侵透しなかつたのであるが、かかる関係は、新商法が旧商法にとつてかわつても、基本的には少しも変化をみせなかつた。この点について、当時の論者は、新たに実施された「商法第二十六条第二項に曰く、財産目録には、動産、不動産、債権、其他の財産に其目録調製の時に於ける価格を附することを要すとあり、然るに現今簿記学者の教授する所又実業家の報告する所を見るに、一も商法に準拠し時価を附したるを見ず<sup>28)</sup>」と指摘していた。<sup>\*</sup>

\* 別の論者は、特に「個人商店」の当時の会計実務に限定して、「現今我一個商人が一般に決算を為す場合に於ては、其残品(棚卸)に対して価格を附するには、必ず該商品の買入れたる時の価格より二割乃至三割以下の価格に見積り決算を為すを以て普通と為す、是れ古来よりの習慣にして今日に於ては厳として一の商習慣となるに至れり<sup>29)</sup>」そして「益々商店の基礎の安固を保つ鍵として厳守せられ盛んに行は<sup>30)</sup>」れていることを強調していた。

(1) 松本恭治『商法総則』(和仏法律学校・明治三六年度講義録)、三〇頁。

(2) 梅謙次郎・本野一郎『日本商法義解』改正再版、巻一、明治二四年、二二頁。

(3) 『ヒュンメル氏起程法草案』[Hermann Roesler, Entwurf eines Handels-gesetzbuches für Japan, Tokio] 第一冊 三四三頁。

(4) Herman Veit Simon, Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien, zweite, völlig

umgearbeitete und vermehrte Auflage, Berlin 1898, S. 39.

- (5) Simon, a. a. O., S. 39.
- (6) 松本蒸治『商法原論』明治三十七年、三八—三九頁。
- (7) 右掲書、四〇頁。
- (8) 右掲書、四〇頁。
- (9) 『商法修正案參考書』第二編(総則)、三〇—三二頁。
- (10) 梅, 本野, 前掲書、二三八頁。
- (11) 久野秀男「棚卸表・動産不動産ノ給目録及び貸方借方ノ対照表の沿革」〔国学院大学〕『政経論叢』昭和三十六年二月号、九一頁。
- (12) 『三菱銀行史』昭和二十九年、二八頁。
- (13) 右掲書、二八頁。
- (14) 柿藤次郎『会社法綱要』第一冊、明治二十七年、一一六頁。
- (15) 久野秀男「明治簿記制度史序説」『ビジネス・レビュー』昭和三十七年一〇月号、九五頁。
- (16) 久野, 前掲論文、九一頁。
- (17) 久野, 前掲論文、九一—九二頁より引用。
- (18) 片野一郎『日本銀行簿記精説』昭和三年、一七五頁。
- (19) 『明治財政史』第二卷、明治三十八年、六一—八頁。
- (20) 増井増次郎『銀行実践法』明治二十九年、三九七頁。
- (21) 前掲書、第一卷、六四六—六四七頁。
- (22) 『小野田セメント製造株式会社、創業五十年史』昭和六年、五〇頁。
- (23) 右掲書、一一一頁。
- (24) 右掲書、一一五頁。
- (25) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』昭和三十六年、二六二頁。

明治三十二年商法と評價損益論争(1)



② 右掲書、二七〇頁。

③ 『洪水來一伝記資料』第二卷、昭和三年、一〇八、一二四頁、參照。

④ 加藤吉松「財産目録に就て(簿記法改正の急務)」『東京經濟雜誌』明治三二年八月五日号、二九八頁。

⑤ 大原信久「財産目録に就て商法修正意見」『法律新聞』明治三五年一〇月六日号、三頁。『東京經濟雜誌』明治三五年一〇月一八日号、七三六頁。

⑥ 大原信久「財産目録調製に関する商法改正意見(上)」『東京經濟雜誌』明治四三年一月二九日号、一六〇頁。大原信久「財産目録貸借対照表に関する岡野博士所論を読む」『法律新聞』明治四三年七月一日号、六頁。

## 二 論争の発端——簿記学者の提案

新商法の時価評価規定にしたがうかぎり、「法律上〔財産目録および貸借対照表に附す〕価格は買入原価に依るべからざるは論する迄も無きことなり、然るに」会計実務は、すでにこのべたように、これまでどおり原価をもって期末価格の基準としていたため、「或る簿記学者は「其目録調製の時に於ける価格」なる語は其時に於ける在来の価格を指すものに外ならずと誤解するものあり、又茲に価値に就き一説あり「元來価値なるものは相互に交換せられて始めて生ずるものなれば己れの有する所の財産は買入当時に於て交換せられたるとき始めて一定したるものにして再び他物と交換を為さざれば其価値を變動すべきものに非ず、細言すれば市場価値は如何程騰貴(或は下落もならむ)するも己が財産は依然として原価を保持する者なり」故に財産目録調製のときは悉く所有財産の買入原価にて記載するを以て尤も正当にして且安全なる評価法なりと論する学者」<sup>1)</sup> さえてできたのであった。

「然れども……以上の説は誤謬の尤も甚だしき者た<sup>2)</sup>り、「夫れ……評価たるや動産、不動産、債権其他の財産に、

其目録調製の時に於ける各種の財産に詳細に時価を附して、以て真正の財産目録を調製すべきものなり。」然して此結果として当然起るべきは則ち買入原価と、目録調製の際に於ける、評価の差額即ち是れなり、商法は此差額に對して何等の規定を設けざる「が」故に、世間の実業家は此の差額の処分に付き大いに眩ふ所となり、或者は之れを利益として分配する。」にいたつた。まさに、I・コフエロのいう「評価に關し、堅実性と資本拘束の視点が貸借対照表真实性の視点とするべく對立する。」事態が生じたのである。そこで加藤吉松と大原信久（簿記精修學館長）とは、新商法が実施されるやまもなく、それぞれ別個に『東京經濟雜誌』の「寄書」欄に寄稿し、そこにおいて、商法の評価規定にしたがい「財産を時価の標準を以て、評価しなければならぬが、それと同時に特に貸借対照表勘定として「時価損益或は（時価差額）なる科目」または「時価予定損益なる科目」を設け、実現した「純粹の損益」と區別して、未実現の「評価差損益」をそこへ計上すべきである、と提案した。

いま、加藤、大原二人の簿記学者がそれぞれ『東京經濟雜誌』明治三二年八月五日号と八月二六日号へ寄せた寄稿中よりその主要部分を抜書してみると、つぎのとおりであつた。

「過般（商法修正の結果明治三年六月八日に改正された）大藏省令（第二十四号）銀行條例細則を見るに、公債証券のケ所に於て（現所有高実価の桁には決算当日に於ける現在所有高の市価即ち見積代価を掲載す可し、例へば現在所有高の元買入代価は五千二百円なりしに其市価五千五百五十円に騰貴したりとせば現存所有高の実価の桁に五千五百五十円と記入するものとす而して其市価に照し利益に歸したる高は三百五十円なり）云々斯の如く市価に照して生したる差額三百五十円を漫然利益なりと稱するは甚だ敷誤謬たるを免る能はず、如何となれば此三百五十円を利益とすれば其所置を如何に為すかと問ば恐く当局者も其答無かるべし其れ利益とすれば其季の配当に影響を及せばなり、

今日斯学者及び実業家が何故に目録調製法を改良せざる哉を窺ふに蓋し簿記上困難にして其良法を案出せられたるもの無きか故なる如し、余が攻究する所より今日最も時機に適する方法は元簿に時価損益或は(時価差額)なる科目を設くるに在り

此科目を設くるには総て決算の際残物に対し(時価をもって)評定したる差額を……損益勘定には編入せず残高部に勘定をなし財産に価額(見積代価)の移動を来したることを現すものなり、

……斯の如き方法にして記入すれば例令表面上時価増額の為め準利益となるも配当を為さずして此準利益なるものは殆ど積立金の如き額をなすものなり、今或一部に行はるる如く市場価額に照して生したる見積準利益を他の「売買の行はるるや必ず其に従ふ」実現した純粋の損益と混合して配当するが如きは行ふ可からざる悪弊にして又實際出来得べからざる事実なり如何となれば其の配当に填つ可き金銭出所を得ざればなり、又時価減額の為準損失を生したる際は商法第百九十五条(の「会社へ損失ヲ填補シ……タル後ニ非サレハ利益ノ配当ヲ為スコトヲ得ズ」という規定)に依り此準損失を填補し得る準備を要するは論ずる迄も無きことなり、

商法時価評価規定にしたがい「各種の財産に……時価を附」せ「は則ち此所有財産の元買入価額に照らし必らず時価予定の損益を生せざるを得ず今「日……会社或は銀行に於て」此時価予定の利益を純益に編入し、之を分配なすあり、又此時価予定の損失をして他の純益より直ちに減するあり、是れ全く調製者の誤謬に出でたるものにして、全く其当を得ざるなり、抑も此損益たるや乃ち予定の損益にして、而して之を實地に売却して真正に生じたるものに非ず、何となれば所有財産は之を他人に売り渡さずれば實地に金円を受授するものにあらざるや明かなり、仮令は原価九拾円の公債証書を高価九十五円に売り渡せば即ち五円の利益を生ず、之を低価八十五円に売り渡せば五円の損失を生ず

ること照々たり、之に反して……財産目録調製のときに於て所有財産が時価に因り高低せる其差額は即ち予定の損益にして、正金受授の損益にあらざるを以て、之れを分配し、且つ之れを直ちに他の純益より減する能はざるなり、……何となれば時価予定利益を以て配当をなすときは即ち資産の一部を殺滅して配当をなさざるを得ず、而して後ち此公債を原価より底価に売渡すとせば遂に財産を減じ破産の惨況に陥るを免れず、又此予定の損失をして他の利益より直ちに減するときは得たる所の名のみ消滅して實際の正金は依然として金庫に存在す、即ち無名の正金を存在する不正を免れざるなり、

故に……此の時価予定の損益を一般の損益に編入せず、而して此予定の利益は配当を為さず、又此予定の損失は一般の利益より直ちに減せず、特に時価予定損益なる科目を設け置き、其損益の科目のみを貸借対照表に記して置き、而して……当期純益金中、即ち第一に法定積立金〔繰入額〕を減じ、而して尚ほ此損失額を減じ、然る後に配当を為さざるを得ず、すなわち「時価予定の損失は……純益分配の所に於て時価予定損失積立金となし、配当をなさざるは之全く正当の形式たること明かなり、」

以上要するに、加藤「大原」氏の考按は財産の「時価」評価より生ずる予定損益は之を損益勘定に編入せずして、予定損益なる科目の下に資産若くは負債〔の側〕に編入する<sup>10)</sup>ことよつて、原価をもつて評価した場合と同じ純利益〔実現利益〕を算出し、未実現利益の配当を阻止せんとするものであった。いや、そればかりではない。このままだと未実現利益の配当阻止はできて、時価評価をした場合に本来自動的に可能な未実現損失相当額の実現利益の配当阻止はできなくなるから、さらに純利益〔実現利益〕中より未実現損失に相当する「時価予定損失積立金」を積立てることによつて、原価時価比較低価で評価したと同じ保守的な分配可能利益〔実現利益マイナス未実現損失〕を導きだし、未実

現損失相当額の實現利益の配当をも阻止せんとするものであった。もちろん、右の場合、主眼点は、彼等がそれぞれ財産を時価評価した場合に生ずる「評価差益を損益勘定に加算するに於ては、過般某会社に行われたる如く欠損金額を財産の「評価」差益を以て填補し、啻に株主を損ふのみならず延て世人を誤まらしめ経済界を攪乱するの悪弊統出するを如何せん」<sup>11)</sup>「近時諸会社の報告を見るに、往々配当率を多からしめ、株主の歡心を迎へんか為の策略としてか、此等の差額を配当し、敢て其の姦策を行ふもの多きを見る、(近時諸会社中往々破産に至りたる真相を調べれば主として此に起因せざる者なり)今に於て此等の悪弊を取締るに非ざれば、終に救ふ可からざるに至るを恐るるなり」<sup>12)</sup>と強調していた未實現利益配当問題を解決する所におかれていたのであるが、それと同時に未實現損失相当額の實現利益を分配可能利益から除外していたことを見逃してはならないであろう。そのかぎりにおいて、彼等の案出した「財産時価予定損益の処分法」は、彼等よりもおくれること一三年すなわち明治四五年(一九一二年)にI・コフエロが、財産は「現在の客観的調達価値」<sup>13)</sup>で評価すべきであるが、そこに生ずる未實現利益を實現利益と混同すると、「未實現利益の配当がおこなわれることになり、このことは、価値下落の際には資本を純利益として配当したと同じ意味をもっているから、経済上容認しえないものと考えねばならないであろう。ここでのべた観点は未實現利益の考慮を禁止するようにみえるが、それと同時に未實現損失の考慮を命令するものである。」<sup>14)</sup>という立場から考案した「未實現利益は評価準備金項目として別に之を取扱ひ、未實現損失は之を實現純利益より差引く」<sup>15)</sup>方法とまさに符合するものであった。<sup>\*</sup>

\* 「此の場合」實現利益と未實現損益を区分計上するには「一方に於て原価と再調達価値との差額を未實現損益勘定……に掲上し、以て商品を当時の再調達価値に等しからしめると同時に、又他方に於て……次期会計年度の初めに於て商品勘定の金額を原価に引戻す方法を採用」<sup>17)</sup>ことが必要である。(また、時価予定積立金も各期の未實現損失相当額になるよう積増したり、取

崩したりしなければならぬ。もし、次期期首に逆仕訳により未実現損益勘定を商品勘定と相殺しなかつたならば、次に「売却の行はるゝや……其場に於て「其に従ふ」実現」損益を願<sup>18)</sup>すことはできないからである。つまり、未実現損益勘定は決算時だけの一時的な勘定として取扱ひ、期間中においては「元簿には総て元価にて整理し<sup>19)</sup>ておかねばならないのである。この点について加藤、大原はなんらの説明をもほどこしていなかつたため、のちになつて（明治三五年の第一六回帝國議會において、大原の商法改正建議案をとりあげた高須賀稷兼議院議員提出の商法中改正法律案にたいする政府委員梅謙次郎の反対理由の一つとして）「商品等の評価益金は後日之を売却すれば純然たる利益となり評価益金中に包含せざることとなる之を如何に整理するか明ならず<sup>20)</sup>」と「案の不完全なること」が問題となつたが、これにたいし、コフエロは注解の形で次期期首における振戻し処理について言及し、「売却財産に関しては、もちろん（未実現損益の）一時的記帳もまた合目的である<sup>21)</sup>」が、「これに反し、使用財産の場合には、一時的記帳は合目的でない。」と指摘することを忘れていなかつた。

(1) 加藤「財産目録に就て（簿記法改正の急務）」『東京經濟雜誌』明治三年八月五日号、二九八頁。

(2) 右掲論文、二九八頁。

(3) 大原信久「財産目録調製の際時価予定損益を純損益に編入するの可否を論ず」『東京經濟雜誌』明治三年八月二六日号、四五六頁。

(4) 大原信久「商法の欠点を論ず」『東洋經濟新報』明治三年二月二五日号、一一一一頁。

(5) *Hinari Kovero, Die Bewertung der Vermögensgegenstände in den Jahresbilanzen der privaten Unternehmen mit besonderer Berücksichtigung der nicht realisierten Verluste und Gewinne, Berlin 1912, S. 5.*

(6) 大原、前掲(3)論文、四五六頁。

(7) 加藤、前掲論文、二九八—二九九頁。

(8) 大原、前掲(3)論文、四五六頁。

(9) 大原、前掲(3)論文、四五八頁。

(10) 愛安生「財産時価予定損益の処分法に關し大原信久氏に質す」『東京經濟雜誌』明治三年九月二日号、五〇二頁。

- (1) 加藤吉松「愛安生に答ふ」『東京経済雑誌』明治三十三年九月一六日号、六一—五頁。
- (2) 大原、前掲(4)論文、一三頁。
- (3) Kovero, *a. a. O.*, S. 113.
- (4) Kovero, *a. a. O.*, S. 4-5.
- (5) 上野道輔『新稿貸借対照表論』昭和十七年、四二—七頁。
- (6) *vgl.* Kovero, *a. a. O.*, S. 204-215.
- (7) 小斎敏郎「コンエローの評価論」日本会計学会編『評価学説研究——評価問題研究Ⅱ』昭和二年、一六一頁。
- (8) 加藤、前掲(1)論文、二九九頁。
- (9) 加藤、前掲(1)論文、二九九頁。
- (10) 佐藤雄能「財産評価問題」『東京経済雑誌』明治四四年七月八日号、六〇頁。佐藤雄能「財産目録と其記載価額(下)」『会計』大正九年二月号、三三頁。
- (11) 右掲第一論文、六〇頁。右掲第二論文、三三頁。
- (12) Kovero, *a. a. O.*, S. 205.
- (13) Kovero, *a. a. O.*, S. 206.

### 三 論争の展開——商法学者の反論

以上考察してきた簿記学者の提案は「時価……予定利益を純益に編入し之を分配なす……、又此予定損失をして他の純益より直ちに減ずる等は全く其当を得ざるものなり、<sup>1)</sup>」という主張を前提として構成されたものであった。しかるに、当時の法律学者はかかる前提自体を認めず、「財産目録には決算の際其当時の財産の時価を付す、此時価は既往将来に關係なく現存の価格を示すべきものとす、故に此価格若し原価より高きときは決算当時に於てそれだけ財産

を増加し、若し低きときはそれだけ財産を減少す、而して財産の増加は其原因の如何に拘らず之を利益と云ひ、其減少を損失と云ふこと計算上の通則なるが故、財産の時価損益も亦他の損益と同じく純粹の損益なりと謂ふ<sup>7)</sup>見解をいだいでいた。そして、この点に関するかぎり、税法学者の見解もまた同様であった\*。

\* 新商法公布より一カ月前すなわち明治三十二年二月一日法律第十七号をもつて改正された所得税法は、それによりあらたに課税することになった第一種法人所得の「算定」法に關し、第四条第一項一号において、「第一種ノ所得ハ各事業年度総益金ヨリ同年度総損金ヲ控除シタルモノニ依ル<sup>8)</sup>」と規定してただけで、肝心の総益金・総損金についてはならん定義を与えていなかった。したがって、その解釈は稅務行政当局にゆだねられていたわけであるが、当時主稅局内國稅課長として所得税法改正の推進者であった若槻礼次郎は「総益金トハ法人ノ受領シタル一切ノ收入ハ勿論其所有財産ノ價格増加ニ因リ生シタル利益モ亦之ヲ包含スルモノニシテ總損金トハ其支出シタル一切ノ経費ハ勿論所有財産ノ價格減少ニ因リ生シタル損失モ亦之ヲ包含スルモノナリ<sup>9)</sup>」と解釈していた。

したがって、商法学者の側から、簿記学者の提案の基礎となっていた主張にたいし、反論がでてくるのは、けだし当然の成行であつたが、商法修正案起草委員として商法改正の推進者の一人であつた<sup>6)</sup>法科大学教授岡野敬次郎の一般的反論、ならびに愛安生(マシネーム?)なるものが大原の提案が発表された『東京經濟雜誌』の次号明治三十二年九月二日号に「財産時価予定損益の処分法に關した大原信久氏に質す」と題して寄せた反論の要点は、それぞれつぎのようなものであつた。

その時価が原価を超過した「不動産、株券は畢竟經濟事情の変動の爲め自づから其價格を増加したるのであつて、固より会社の營業其ものから生じた利益ではないのである、營業の成績如何に依らず、謂はば自然に其價格を増加す



るに至つたのである、増額の原因が營業である、經濟事情の変動であるとに拘はらず、現在に存する交換價格に見積り之を財産目録に上ほすは決して法律の規定に反するものではないのである、然るに近頃この点に付き大に議論する簿記學者がある、其論する所を聞くに、純然たる營業上の収益なるものと、經濟事情の変動の爲めに生じたる自然の増加とは我、商法の規定の上に於ても、區別せねばならぬ、会社に存つて利益として配当の材料として可なるものは營業上の利益に限る、会社所有の財産か自つから其價格を増加するも、之は配当に充つべき利益の源と爲すは商法の規定に反するのであると論して居る、去り乍ら元來財産目録、貸借対照表といふものは單に数字的に会社財産の價格を表はするのである、而して之を表するは全然機械的であつて、利益を示したか損失を招いたかといふことを知るには、唯財産に屬する分と債務に屬する分と差引計算するの一方方法あるのみであつて、其差引計算の結果か利益を示し、且其利益の額か何程であるといふことか、明瞭であれば、尚ほ週はつて其利益の原因か純然たる營業上の収益に出てたか、將た自然の増額であるかを探究するは簿記の論ではない、……一般商法の規定としては、營業から生じた利益であるとか、財産の自然の増額であるとかいふ區別は認めてないのである」(傍点\*—高寺)

\* 右の一般的反論中傍点を付した箇所は、「我商法上の規定の上に於ても」を「簿記学上」と、「商法の規定に反するのである」を「簿記学上の原則に反するのである」と、「簿記の論ではない」を「法律の論ではない」と、読みかえた方があるいは適切かもしれない。

「要するに時価を以て財産の價格を表はす以上は、之に因て生ずる所の損益亦純損益と謂はざる可からず、」故に仮令予定にもせよ財産の評價差益を一旦損益勘定に加算することは決して不正若くは不道理と謂ふべきに非ず、然れども公債證書や株券の如きは其價格の変動常なきが故、之を所有するものは平素價格の変動に備ふるを以て安全の策

なりとす、而して其之に備ふるや相当の準備積立金を設くるも一法なり、次季の繰越金を多額に為すも一法なり、且其金額の如きは大原氏の示すが如く常に其差金と同額を以て満足すべきに非ず、何となれば一朝若し恐慌に際せば此額尚不足を生ずるの恐あればなり、是故に予は財産の時価予定損益を純損益に加ふることの不正を認めず、単に財産の時価予定変動に対する準備の必要欠くべからざるを認むるのみ」——さらに続稿として明治三二年一〇月二一日号に発表された「加藤大原両氏の財産時価評価損益処分法を駁す」において、右の主張を補強して——「加藤大原両氏の新案を発表せられたる所以は蓋し世間往々不相当なる多額の配当をなす会社あるを見、其弊の存する所を時価差益に帰したるが為め之を分配せしめざらんと勉めたるものゝ如し、其意慕すべしと雖ども両氏は之が為に意外の誤謬に陥れりと謂はざる可からず、何となれば時価差益なる利益を強いて損益勘定以外に置かんと慾し、牽強附会の説を余なすに至りたればなり、余の見を以てすれば時価差益を純益に加ふることが悪しきにあらず、財産の時価の変動其他不測の損失に備ふる準備を設くるの寡少なること悪しきなり、若し此準備を設くること多額ならば会社の基礎をして確實ならしむること決して難きに非ざるなり、……夫れ両氏の案に依るときは時価差益を純益に加へず、之を以て時価の変動に対する準備の如く見做し、依て以て会計の安全を保たんとするに在れども、此法に拠るときは原価（よりも時価の高かりしものに対しては準備の額少なく、時価と原価と同一なりし場合には厘毫の準備を存せざることとなり又損失の場合には商法に依りて之を填補すと云ひて暗に其填補すべき額即ち時価変動に対する準備は時価差損額にて可なることを示せり、是れ決して安全なる準備法と謂ふべからず、何となれば時価の変動に対する準備は遠く将来を慮りて之を加減すべきものにして、物品の原価を以て之が標準となすべきに非ざればなり、両氏の案に於ては将来に於ける時価の下落若し幸に原価以上に止まらば差益を以て補充し得べきも、不幸にして原価以下に降るときは準備に不足

を生ずべし、加之差益を純益以外に置くときは其他の利益即ち營業利益は悉皆之を配当するも、我會計は安全なりとの誤解を招き、随て時価変動に対する準備の額を時価差益の額に止め、其以上は設けざるの弊に陥り易し、是れ即ち一の弊を防がんと欲して他の弊を迎ふるものと謂はざるべからず、<sup>10)</sup>

さて、以上引用したような愛安の「財産時価予定損益の処分法に關し大原信久氏に質す」(明治三年九月二日)と題する反論が『東京經濟雜誌』に發表されるや、これを契機として同誌上において「財産時価損益処分法に關する」(加藤大原「阿」氏と愛安氏との論争<sup>11)</sup>)がさらに、加藤「愛安生に答ふ」(明治三年九月一六日号)→愛安「財産目録に關し加藤大原兩氏に質す」(明治三年九月三〇日号)→大原「財産目録時価予定損益処分法に關し愛安氏に答ふ」(明治三年一〇月七日号)→愛安「加藤大原兩氏の財産時価損益処分法を駁す」(明治三年一〇月二日号)の順序で展開した。

このように、右の「論争は……教回を重ね<sup>12)</sup>」たが、その間、大原の誤解されがちな不用意な用語の意味が明確にされた点<sup>\*</sup>をのぞくと、ただ水かけ論的に「双方其所信を發表<sup>13)</sup>」するだけに終始し、商法学者の反論も簿記学者の当初の提案をひっこめさせることはもちろん、部分的に修正させることにも成功しなかつた。

\* たとえば、愛安が大原「氏の論に曰く、財産の評價より生じたる損益は未だ實際に金円の受授を了せざるが故、之を以て純損益に加ふべからずと、果して然らば決算の際受取るべくして未だ受取らざる貸金の利子及仕払ふべくして未だ仕払はざる借金の利子等は之を如何に処分すべき乎、斯の如きも亦未だ實際に金金円の受授を為さざるが故予定損益として資産若くは負債「の側」に編入せよと云ふ論なる乎、蓋し氏の意は之をも損益に編入すべからずと云ふには非ざるべし、若し然らば實際に金円の受授を為さざるの点を以て純損益に編入すべからずと云ふの論拠と為すは不都合を免れざるべし、<sup>14)</sup>と質したのにたいし、加藤は「大原氏に代りて」「余は大原氏の所謂る金円の受授を以て損益を決せむと為す者に非ず、要は唯既定は純損益に加ふべき

も、予定は加ふべからずと云ふにあり、其れ既定は權利義務の明瞭たる者なり、彼の請取るべくして未だ受取らざる利子及仕払ふべくして未だ仕払はざる利子等は最早其の權利義務の確定したる者にして予定の者に非ざれば純損益たるや今更ら喋々する迄も無き事にして、大原氏の意も恙し之れに過ぎざるなり」と答へ、大原氏もまた「予の所謂金円受授に付ては、既に取引の終りたると、未だ終らざるとの區別にして、而して加藤氏已に辨答したる予定既定の説に由て明かな<sup>15)</sup>りとのべていた。

事実、右の論争において簿記学者として商法学者の反論をうけてたつた大原はその後も説を変へることなく、彼が論争後ほぼ二年を経過した明治三四年八月に『法律新聞』に發表した「商法中財産日録及貸借対照表調製に関する私見」をみても、つぎのように当初の提案をそのまま繰返したものにすぎなかつた。

「商法第廿六条の規定に従ひ、財産日録及貸借対照表を調製する〔じ〕は其價格記入の標準を左の範囲内に制限するを要す

一、有価証券及貨物は財産目録及貸借対照表を調製する現時に於ける取引所又は市場價格を以て記入す可し

二、転売の目的に非ずして継続的營業の為に定めたる財産も亦同じ

三、前二項の價格が払込金額、買入價格、製造價格及び実費決算額<sup>\*</sup>を超過したるとき若しくは減少したるときは之を損失若しくは利益として計算することを得ず

但し有価証券に対して其買入後尚払込を為したるときは其買入たる價格と其の払込たる金額とを合併したる額を以て買入價格と看做す

四、此評價に由りて超過したる價格〔未実現利益〕は特に之を貸借対照表の借方〔負債・資本の側〕に記載し若しくは減少したるときは之〔未実現損失〕を貸方〔資産の側〕に記載することを要す

五、財産の減少したる価格〔未實現損失〕を貸借対照表の貸方〔資産の側〕に記載するときは之に相当する準備金を〔實現利益から〕控除したる後に非ざれば利益の配当を為すことを得ず

六、資本金諸積立金其他の債務若くは純益は貸借対照表の借方〔負債・資本の側〕に記入し所有財産其他の債権若くは純損は貸方〔資産の側〕に記入す<sup>17)</sup>

\* 明治三三年法律第六十四号「私設鉄道法第二十条ニ基キ発セラレタル明治三十三年逋信省令第三十二号私設鉄道会社会計準則第九条……ハ財産目録ニ記入スル価格ハ左ノ標準ニ拠ル

一 有価証券ハ目録調製ノ現時ニ於ケル價格カ其ノ買入代価又ハ払込金額ヲ超過スルトキハ買入代価又ハ払込金額ヲ以テ記入スヘシ

二 其ノ他ノ財産ハ実費決算額ヲ以テ記入スヘシ

<sup>18)</sup>「商法の時価評價規定にたいする例外規定を設け、「有価証券に付ては低価主義……其の他の財産に付ては原価主義を採つ」ていたが、そこにて「実費決算額」とは鉄道財産の建設または取得に要した原価を意味していた。

\* \* 大原は、簿記学者でありながら、当時の商法学者と同じように、貸借対照表の「借方には当然会社法人自身の義務を示し、貸方には当然会社法人自身の権利を示すべきものなり、然るに当今新聞紙上に於て各実業家の報告せらるものを見るに、往々之に反し借方に資産、貸方に負債を示すものあり、之れ全く調製者の誤謬に出でたるものにして、「旧」商法第三十二条に規定せられたる会社法人の貸方借方を対照して調製すべしとの旨に反せるものなり、<sup>20)</sup>と、「積極的財産及ヒ損失ヲ貸方ト為シ消極的財産其他現ニ有セサルヘカヲサル金額及ヒ利益ヲ借方ト為」す説をとつていた。したがつて、彼のいう借方貸方は、簿記学上の通説からみれば、まさに内身が逆であつた。

(1) 大原「財産目録調製の際時価予定損益を純損益に編入するの可否を論ず」『東京経済雑誌』明治三三年八月二六日号、四五六頁。

(2) 愛安生「加藤大原両氏の財産時価損益処分法を駁す」『東京経済雑誌』明治三三年一〇月二日号、八七八頁。

- (3) 『明治財政史』第六卷、明治三十七年、一四頁。
- (4) 尼子止『平民宰相若槻礼次郎』大正一五年、二〇七—二〇八頁、參照。
- (5) 若槻礼次郎『現行租稅法論』(和仏法律學校・明治三年講義録)、二八二頁。
- (6) 志田錚太郎『日本商法論・総論』明治三年、九二—一〇二頁、參照。
- (7) 岡野敬次郎『財産目録貸借対照表に就て』『法学新報』明治三五年一月号、一三—一五頁。
- (8) 愛安、前掲(2)論文、八七八頁。
- (9) 愛安『財産時価予定損益の処分法に關し大原信久氏に質す』『東京經濟雜誌』明治三三年九月二日号、五〇—三頁。
- (10) 愛安、前掲(2)論文、八七九頁。
- (11) 『東京經濟雜誌』明治三三年一〇月二日号、八七九頁。
- (12) 右同。
- (13) 右同。
- (14) 愛安、前掲(9)論文、五〇—三頁。
- (15) 加藤「愛安生に答ふ」『東京經濟雜誌』明治三三年九月一六日号、六一—四頁。
- (16) 大原信久「財産時価予定損益処分法に關し愛安氏に答ふ」『東京經濟雜誌』明治三三年一〇月七日号、七七—三頁。
- (17) 大原信久「商法中財産目録及貸借対照表調製に關する私見」『法律新聞』明治三四年八月二日号、三頁。
- (18) 松本『商法總則』(和仏法律學校・明治三六年度講義案)、一八七—一八八頁。
- (19) 佐藤雄記『鉄道會計研究』昭和二年、三頁。
- (20) 大原信久「貸借対照表の誤謬」『東京經濟雜誌』明治三二年一月二〇日号、一三—一六頁。
- (21) 志田、前掲書、三三—三頁。